明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○道路に関する件
（東北地方整備局二七）　一
○道路に関する件
（関東地方整備局三六、三七）　二
○道路に関する件（中部地方整備局九）　二
○道路に関する件（四国地方整備局八）　三
○道路に関する件
（九州地方整備局一四～一九）　三
〔官庁報告〕
官庁事項
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　四
国家試験
平成二十九年度衆議院法制局職員採用試験公告（衆議院法制局）　六
平成二十九年度参議院法制局職員採用総合職試験施行計画（参議院法制局）　六
平成二十九年度国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）試験専門委員（人事院）　六
平成二十九年度国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）試験専門委員（同）　六
平成二十九年度国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）試験専門委員（同）　六
平成二十九年度法務省専門職員（人間科学）採用試験試験専門委員（同）　六
平成二十九年度財務専門官採用試験試験専門委員（同）　六
平成二十九年度食品衛生監視員採用試験試験専門委員（同）　六
平成二十九年度国税専門官採用試験試験専門委員（同）　六
平成二十九年度労働基準監督官採用試験試験専門委員（同）　六
平成二十九年度航空管制官採用試験試験専門委員（同）　六
平成二十九年度国家公務員採用試験施行計画（同）　六
平成二十九年度外務省専門職員採用試験施行計画（外務省）　六
〔公　告〕
諸事項
官庁
買収前の所有者等への売払い関係　八
裁判所
破産、免責、再生関係　八
特殊法人等
プログラムの著作物に係る登録関係　八
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　八
会社その他
会社決算公告　八

告示

○東北地方整備局告示第二十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月一日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域　図面縦覧場所

一般国道　四十五号　陸前高田市気仙町字小渕七七番一から同市気仙町字的場一三番一〇まで　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年二月八日

○関東地方整備局告示第三十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月一日　関東地方整備局長　大西　亘

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百九十八号　市川市平田二丁目一六四番地先から同市平田二丁目一三五三番一六地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年二月一日

○関東地方整備局告示第三十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月一日　関東地方整備局長　大西　亘

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域　図面縦覧場所

一般国道　二百九十八号　市川市平田二丁目一六四番地先から同市平田二丁目一三五三番一六地先まで　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年二月二日